

# Practicable Gender-Equal Societies

## ——男女共同参画社会の真実——

田中 重人 (TANAKA Sigeto)

所属 大阪大学人間科学部

所属住所 〒 565-0871 吹田市山田丘 1-2

E-mail shigeto@hus.osaka-u.ac.jp

## 1 Japanese Gender-Equal Policy

### 1.1 男女共同参画社会とは

男女共同参画社会基本法 1999年法律 78号。1999年6月15日成立、23日公布・施行。「男女共同参画社会」は英語表記では「gender-equal society」[1a]。直訳すれば「男女平等な社会」[24:i]である。

男女共同参画社会基本法は「男女共同参画社会」をつぎのように定義しています。

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会

——「男女共同参画社会基本法」第2条1 [1]

「男女共同参画」なることばは1992年発表の「生活大国5か年計画」がすでに使っていたのですが [大沢、16:40]、政府の政策目標としてはっきりすがたをあらわしたのは1996年の男女共同参画審議会の答申『男女共同参画ビジョン』[2] (以下『ビジョン』と略) 以来のことです。答申は男女共同参画社会の形成に不可欠な条件として「1. 性別による偏りのない社会システムの構築」[2:10] をあげ、そのための政策課題のひとつとして「(2) 男女が共に有償労働と無償労働をバランスよく担える社会制度の構築」[2:11] という目標を掲げました。『ビジョン』はさらに、この政策目標——男女の有償労働と無償労働のバランスのとれた社会——を実現するための具体的な課題として、(1) 市場労働時間の短縮、(2) 育児・介護支援制度の充実、の2点をあげています。

この論文では、男女が均等に有償/無償労働を担う社会の実現のために、これらの政策課題が本当に役に立つのかどうかを検討します。労働時間短縮と育児・介護支援で男女共同参画社会が形成できるのか!? ——結論を先にいっておけば、そんなことはとてもありえない、ということになるのですが。

### 1.2 ふたつの政策目標

『ビジョン』がかかげるふたつの政策目標についてくわしくみておきましょう。これらの政策目標は、『ビジョン』第2部の3章の(3)「男女の職業生活と家庭・地域生活の両立支援」(p.17) にまとめられています。

まず育児・介護についてはつぎのように書いてあります。

- ① 育児については、社会全体が支援すべきものである……低年齢児保育、延長保育、緊急・一時保育、放課後の児童への施策等、多様なニーズに対応した多様な主体による保育サービスの充実とその質の向上……を着実に推進する必要がある。……
- ② 介護については……社会全体が分かち合っていく必要がある……サービス基盤の大幅な拡充……マンパワーの養成・確保、福祉用具・住宅等の開発・普及等……を着実に推進すべきである。
- 『男女共同参画ビジョン』[2:18]

市場労働時間については、以前からの政策目標を引きつぐかたちで、統計的な達成水準までが明確に指定してあります。

- ⑤ ……構造改革のための経済社会計画の目標である年間総労働時間1800時間の達成・定着に向けて、年次有給休暇の取得推進、所定外労働時間の削減に一層努める
- 『男女共同参画ビジョン』[2:18]

これらの目標を「おおむね2010年までを念頭において」[2:2] 実現するために努力するのだそうです。

### 1.3 Questions

さて、これらの政策目標が達成されれば、どうして「性別による偏りのない社会」が実現するのでしょうか？——じつは、このところがよくわからないのです。

たとえば『労働白書』[10:61]によると、1998年の年間労働時間は1,947時間ということになっていますが、これは「毎月勤労統計調査」（労働省）の常用労働者のデータを使って推計した数値です。この数値はパートタイム労働者が増えれば下がり、フルタイム労働者が増えれば上がります。ということは、フルタイム職への女性の進出は男女共同参画社会の形成をさまたげることになるのでしょうか？

また『ビジョン』は育児・介護を親や家族ではなく社会で負担することを重視していますが、有償/無償労働配分の性別による偏りをなくすためには、このことは必須というわけではありません。要は男女が同程度の無償労働をおこなえばいいわけです。無償の家事労働の負担が女性にのしかかっているのをあらためて、男性と女性が負担を均等にわかちあう社会をつくらうというのが男女共同参画社会の理念であるはずですが、女性と男性との負担のバランスをとることが目的だったはずなのに、社会で負担すればいい、といきなりいわれても面くらうばかりです。

表1(a)は、1995年のNHK「国民生活時間調査」の報告書[14]から、平日の市場労働と家事労働の男女それぞれの全員平均時間を抜き出したものです。現状では男性と女性の労働配分は大きくかたよっていることがわかります。この現状を変革して、男女のかたよりのない状態にするにはどうしたらよいのでしょうか？——私なら、表1(b)のような状態をまず考えます。表1(a)も(b)も、男女を総計した市場・家事労働それぞれの量はおなじです。ただし(a)では男性が労働時間のほとんどを市場労働に費やしていて、家事労働はほとんどが女性がおこなっている、いわゆる「新・

毎月勤労統計調査 雇用関連状況の変動を把握するため労働省が毎月おこなっている[11]。対象は常用労働者を5人以上雇う事業所で、労働時間等の集計も常用労働者についてのもの。ただし「常用労働者」とはその事業所で一定期間（基本的に1月）以上雇用関係が継続している労働者をいう。この常用労働者中のパートタイマー率によって労働時間推計値は大きくかわる[9:10-12]。

新・性別役割分業 現代的な性別分業の位相をとらえるために樋口[25]が唱えた概念。「男は仕事、女は家庭」という固定的な分業ではなく、家事/市場労働の需給バランスに対応して柔軟に労働配分を変えながら（典型的には女性がパート労働に進出しながら）男女の労働配分の最大限の非対称性が維持される現象を指す[27:8-9]。

表 1 労働配分の現状と平等化の例 (単位: 分)

(a) 現状				(b) 平等化した例			
	家事労働	市場労働	合計		家事労働	市場労働	合計
女性	272	252	524	女性	152	373	525
男性	32	494	526	男性	152	373	525
合計	304	746	1050	合計	304	746	1050

(a) NHK「国民生活時間調査」1995年 [14: 213-214] 20歳以上男女の平日(月~金曜)の全員平均時間 (p. 7欄外参照)。ただし「市場労働時間」は「仕事関連」「通勤」の合計。3.3節参照。

(b) 家事/市場労働それぞれの合計時間を (a) とおなじ値に固定して、男女平等になるように時間数をわりふった。2.1節参照。

性別役割分業」の配分になっています。それに対して (b) では、市場/家事労働それぞれを男女で均等に分担しあうという配分になっているのですが、男女を合計した家事/市場労働の時間量自体は (a) とおなじです。

表1からあきらかなように、現在とおなじ家事労働・市場労働の水準を維持したままでも性別によるかたよりを是正することはできません。ところが『ビジョン』の考えかたでは、「市場労働と家事労働の両方が縮小してはじめて男女平等な社会ができる」といっているように読めます。よく考えてみると不思議な発想といえるでしょう。

## 2 Mathematical Description

### 2.1 Definition of equality

議論を厳密にすすめるため、数学の力を借りることにしましょう。男女の家事/市場労働それぞれの量を表2のような「四分表」(four-fold table) のかたちを書くことにします。

表 2 Four-fold table for labor allocation between the sexes

	家事労働	市場労働	合計	
女性	$a$	$x$	$F$	$F = a + x, \quad U = a + y,$
男性	$y$	$b$	$M$	$M = b + y, \quad P = b + x,$
合計	$U$	$P$	$T$	$T = F + M = U + P = a + b + x + y$

男女の平等が実現し、性別分業がなくなった社会の状態は、つぎのようなものと考えられます。

四分表 2値変数同士をかけあわせたクロス表のこと。2×2 = 4分割になるのでこの呼び名がある。性別分業を四分表で記述する試みは田中 [26: 21] [27: 7-28] を参照

性別分業のない社会の到達点は、男女があらゆる分野に参加して、参画し、平等に扱われる社会である……。……女性の家事時間および男性の労働時間と自由時間が減少して、労働時間、家事時間、自由時間の配分が夫婦で等しくなる。

——岡村清子 [22: 93-94]

まず、市場労働・家事労働をあわせた総労働時間が男女で等しくないといけません。表2の記法では、これは

$$F = M = \frac{T}{2} \quad (1)$$

ということです。つまり女性と男性のどちらかが過重に働くことなく、おなじ程度の負担であることが必要です。

ついで、その労働時間の中で、市場労働と家事労働の配分が男女同等でないといけません。この条件は、クロス表分析における無関連（行変数と列変数が互いに独立）の状態にあたります。式(1)から  $F = M = T/2$  ですから、この条件のもとでの無関連状態はつぎの式になります：

$$a = y = \frac{U}{2}, \quad x = b = \frac{P}{2}. \quad (2)$$

これらのふたつの式(1)(2)の両方が成立しているとき、そのときに限り、その社会は男女平等であるといえるのです。

## 2.2 Tacit assumptions behind the gender-equal policy

すでに見たように、『ビジョン』は、市場労働時間を削減することが男女の平等化にとって重要だと主張していました。でも表1で見たように、現状では男性の市場労働が長い一方で、女性の市場労働が短いことによって不均衡が生じているのです。ですから、一律に市場労働時間を削減すればいいというものではありません。たしかに男性の市場労働は減らす必要があるでしょうが、そのかわりに女性の市場労働への進出をすすめないと、労働配分は平等化しないのです。このことから考えて、『ビジョン』の主張する労働時間削減案は、実は全労働者を対象としたものではなく、男性だけを対象としたものであることは間違いないと思います。

『ビジョン』の立案者たちはどうして、男性に限定した労働時間削減ではなく、全労働者について市場労働を削減すべきであるかのような主張を出してしまったのでしょうか？ おそらく労働市場の構造や人々の行動に関してある特定のモデルを仮定してその枠内で思考していたのではないかと思います。どうしても当て推量になってしまうところなのですが、たぶんつぎのようなことでしょう。

まず、つぎのような仮定があったのだらうと思います。

仮定1. 労働市場で提供される雇用機会には「フルタイム」「パートタイム」の2種類がある

仮定 2. フルタイム雇用機会には「所定時間」の規定があり、労働者はその時間にはかならず勤務しなければならない

仮定 3. パートタイム労働者には所定時間規定がなく、労働時間を自由に選択できる

「フルタイム」の雇用機会では、たとえば朝9時から夕方5時までが所定の労働時間として指定されていて、その時間は働かなければならないのです。一方、「パートタイム」の雇用機会ではもっと柔軟に(ふつうはフルタイムより短い)労働時間を選択することができます。もちろん完全に自由に時間を選択できるという職場はそうはないでしょうが、モデルとしてはそのように考えるわけです。ここで重要なのは、パートタイム雇用の場合は労働時間が制度的にきまっているのではなく、労働者個人の選択によって働く時間を決められることです。働く時間が制度的に制約されているのはフルタイム雇用の場合だけということになります。

これらのことは、政策的に市場労働時間に介入できるのはフルタイム雇用機会についてだけだということを意味します。このため(男女共同参画社会構想に限らず)労働時間削減が政策課題としてあがる場合、その対象はフルタイム雇用労働者にかぎられることとなります。上で述べたとおり、『ビジョン』は男性の市場労働時間を減らすことを考えていたので、男性の働き方は政策的にコントロールできるものとらえていたはずで、きっと暗黙のうちにつきの仮定を置いていたのでしょう。

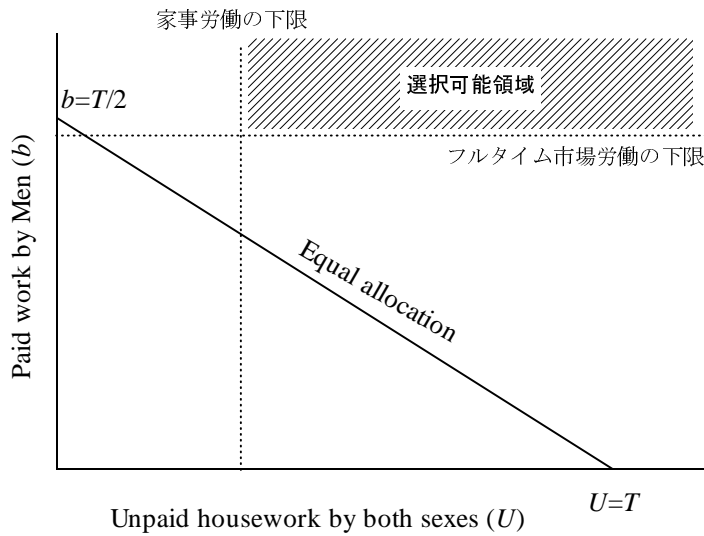
仮定 4. 男性はフルタイム労働者でなければならない

この仮定によって、男性の市場労働時間はフルタイムの所定労働時間を下回ることができないという制約のもとにあることとなります。これに対して女性は、パートタイムの雇用機会に移動したり労働市場から退出して無職になったりする道がひらかれているため、フルタイム雇用機会の所定労働時間には必ずしも拘束されず、より短い労働時間を選択できるのです。つまりこの仮定を置くことで、フルタイム所定時間は男性に対してだけ市場労働時間の下限として機能することになります。そしてもしフルタイム所定労働時間を短縮することができれば、男性の市場労働時間の選択幅が下方に向かってひろがり、男性の家事労働時間への参加がすすみやすくなるのです。

### 2.3 フルタイム市場労働と家事労働の両立

他方、家事労働の水準もやはり社会的に規定されています。これはフルタイム市場労働の場合ほどには可視的でないのですが、たとえば汚れた服を着るのはいやだとか、1日30品目以上の食品を摂りたいとか、子供は健康に育てたいとかいったことを思い浮かべればよいと思います。これらの生活水準を満たす生活をするために、現状で市場または公的サービスによって提供されない分は家庭内での家事労働とし

男性＝フルタイム労働者 成人男性(高齢者をのぞく)は労働市場の状態にかかわらずつねに一定の労働を供給するという Douglas [20] の発見以来、この仮定は労働経済学では自明の「法則」として通ってきた。この仮定に基づいた労働供給モデルの簡潔な説明は島田 [21: 28]、この仮定が労働研究にもたらしたジェンダー・バイアスについては大沢 [17]、田中 [27: 59-61] を参照。



式 (3) 参照。

図 1 男性=フルタイム労働者の前提のもとでの選択可能領域

ておこなうしかありません。家事労働時間も個人が任意に決められるものではなく、一定の下限をもっているといえるのです。

このことと、上でみたフルタイム市場労働の所定時間の制約をあわせると、人々の市場/家事労働に関する選択の可能領域が限定されます。『ビジョン』で問題になる家事労働の水準と男性の市場労働時間との関係について、グラフを描いてみたのが図1です。図1の縦横の点線は、人々の選択を制限する下限をあらわしています。男性は上記の仮定4によって全員フルタイム労働者であるので、所定の労働時間よりも市場労働時間  $b$  を短くすることはできません。また最低限の家事水準を維持しなければならないため、家事労働時間もやはりある一定の限度以下に減らすことができません。そうすると、人々が選択できる範囲は点線の交点よりも右上の領域にかざられることとなります。

一方、男女の平等な時間配分が実現した状態は、式 (2) より

$$b = \frac{P}{2} = \frac{T-U}{2} = \frac{T}{2} - \frac{1}{2}U \quad (3)$$

であらわされます。この式は  $U-b$  平面上では切片が  $T/2$  で傾きが  $-1/2$  の直線になります。図1の“Equal allocation”のラインがそれです。

この“Equal allocation”ラインが人々の選択可能領域にふくまれていないと、男女平等な労働配分はありえません。いいかえると、フルタイム市場労働の所定労働時間や社会的に規定された家事水準といった制度的障壁が高すぎると、人々は gender-equal な選択をすることができません。現在の日本社会では、フルタイム市場労働と家事労働それぞれの下限が非常に高い水準にあって、選択可能領域が  $U-b$  平面の右

家事労働の下限 家事労働には、市場労働のようなはっきりとした拘束時間がないので、その下限ははっきりわかるわけではない。また個人差も大きいであろう。伊藤 [28: 256] は独自の調査をもとに「妻が常勤で働いている場合の家事時間を、家事の最低必要時間量とみなしますと、…… 4 時間 17 分……ぐらい」と推定している。私の 3.2 節での推定では、育児を完全に社会化することでもう少し低い水準、およそ 4 時間まで削減できると考えている。

上方に限定されており、平等状態のラインがこの選択可能領域からはずれてしまっていると考えられます。

『ビジョン』の政策目標はおそらくこのような発想に基づいて設定されたのでしょう。フルタイム市場労働と家事労働それぞれの下限を縮小させることで、平等ラインが選択可能領域に入るところまで制度的条件を緩和することが具体的な目標となったのです。いいかえれば、これらの制度的障壁を低くしてフルタイム市場労働と家事労働を両立可能にする、というところが『ビジョン』の目標だと考えていいでしょう。この方向でいくと gender-equal な社会とは男性も女性もフルタイムで働き、家事を平等に負担する社会ということになります。こうしてようやく私たちは『ビジョン』作成者とおなじ立場にたどりついたことになります。

### 3 Realizing Equal Societies

#### 3.1 Current realities

国民生活時間調査 NHK 放送文化研究所が1995年10月におこなったもの。あらかじめ用意されたコード表にしたがって15分単位目盛りの時間割に回答者が記入する「プリコード方式」による。表1、表3の数値は当該行動を全然しなかった人をふくむ「全員平均時間」である。当該行動をした人(行為者)だけの平均を計算することもあり、そちらは「行為者平均時間」と呼ばれる。行為者平均時間 × 行為者率 = 全員平均時間 である。

すこし古いのですが、1995年のNHK「国民生活時間調査」から30代男女の平日の労働時間配分を確認しておきましょう(表3)。30代に限定したのは、育児時間がいちばん長い年齢層だったからです。『ビジョン』が唱える「育児の社会化」の効果がいちばん大きく出るであろう年齢層を選んだのです。

表3 30代男女の労働時間配分

(a) 時間配分の詳細				(b) 四分表表記			
行動の種類	女性	男性	合計	家事労働	市場労働	合計	
家事	391	32	423	女性	391	241	632
炊事・洗濯・掃除	186	6	192	男性	32	614	646
買い物	34	6	40	合計	423	855	1278
子どもの世話	161	15	176				
家庭雑事	57	6	63				
仕事関連	215	548	761				
仕事	211	527	738				
仕事のつきあい	4	21	25				
通勤	26	66	92				

単位：分。NHK「国民生活時間調査」1995年 [14: 218, 226] 30代男女の全員平均時間。P. 7 欄外参照。

(a) 同時行動を重複計上しているため、下位項目の合計が上位項目の時間数を上回ることがある。

(b) 「市場労働時間」は「仕事関連」「通勤」の合計。

表3から、家事労働の時間は女性391分、男性32分で、合計423分(約7時間)であることがわかります。一方男性の市場労働はというと、狭義の「仕事」の時間は527分、これに「仕事のつきあい」と「通勤」を加えると全部で614分(10時間強)になります。ちなみに女性の市場労働時間をおなじ流儀で計算すると241分(約4時間)です。市場労働に費やしている時間は、男性のほうが女性よりもはるかに長いことがわかります。家事労働・市場労働の合計時間を男女別にみると、女性が632

分(約10時間半)、男性が646(11時間弱)となっていて若干男性のほうが長いのですが、それほどおおきなちがいはないといっているでしょう。要約すると、合計の労働時間では男女の労働量はほぼ均衡しているのですが、その内容はというと男性は市場労働に、女性は家事労働に大きくかたよっているのが現状なのです。

市場労働・家事労働の合計を表3の値( $T=1278$ 分)に固定して、男女平等になったときの状態を式(3)にしたがってもとめると

$$b = \frac{1278 - U}{2} = 639 - \frac{U}{2} \quad (\text{minutes}) \quad (4)$$

となります。家事労働時間  $U$  の実際の値は  $U=423$  分ですから、これを式(3)に代入すると  $b=427.5$  分となります。実際の男性の市場労働時間は  $b=614$  分なので、この値を大きく上回っています。

### 3.2 Reducing childcare

『ビジョン』の掲げる育児労働の削減という目標についてまず取り上げます。NHKの1995年データから、育児時間が完全に社会化されてゼロになったとして試算してみましょう。表3より、「子どもの世話」にかかっている時間は男女合計で176分。全家事時間が423分ですから、30代の人々が平日におこなう家事労働の4割が育児で占められている計算になります。育児をまったく家庭内でおこなわなくなったとした場合、これだけの家事時間が節約できるのです。育児の完全な省力化をおこなえば、1日247分(約4時間)の家事労働ですむこととなります。

なお、『ビジョン』では育児だけでなく介護の社会化も政策目標としてあげています。NHK「国民生活時間調査」では病人や老人の介護は「家庭雑事」にまとめられてしまっていて正確な時間がわからないのですが、おなじく全国対象の大規模な生活時間調査である「社会生活基本調査」(総務庁)の1996年調査の結果[15]によると、介護の全員平均時間は1日7分となっています。このように現在のところ介護のための時間はそれほど大きいものではないので、介護労働削減の問題はこの論文では取り上げないことにします。社会全体の平均時間を問題にするこの論文のアプローチにはなじまないと判断したわけです。ただし今後の高齢化の進行にともなって、この問題が平均時間レベルでも無視できなくなるであろうことは付け加えておきたいと思います。

### 3.3 1800 working hours per year

つぎに、男性の(フルタイム)市場労働について取り上げましょう。『ビジョン』では「年間労働時間1800時間」という目標が設定されています。目標が数字で指定されていて、検証がより容易といえます。

「年間労働時間1800時間」という政策目標は、1980年代中頃の構造調整論議に由来します。1986年、経済審議会が当時の中曽根総理大臣に出した建議「構造調整の

育児の完全な省力化 育児時間がゼロになるというのは極端な話である。実際には、各種保育サービスをどれだけ充実させたとしても、かなりの量の育児労働は家庭内にのこるにちがいない。ただし、育児休業や育児時間というかたちで市場労働時間を短くする特例措置を設ければ育児と仕事のトレードオフは減らすことができる。そしてここでは、3.3節のフルタイム市場労働時間短縮の目標値にはこの削減分はカウントしないことにして、便宜的に「育児時間ゼロ」を目標値にしていると考えていただいよ。

社会生活基本調査 総務庁統計局が1976年以降5年ごとにおこなっている調査。NHK調査とほぼ同様の調査法なのだが、狭義の家事時間がずいぶんすくなく測定されているような……。

介護時間 介護の全員平均時間が短いのは行為者率が低いためである。1996年「社会生活基本調査」では、男性の介護行為者率は0.7%、女性で2.9%となっている。行為者だけの平均時間を出せば、男性で155分、女性で169分と、育児に匹敵する時間量である。



指針」[6] —— 俗に「新前川レポート」と呼ばれる —— はこの目標についてつぎのように説明しています。

2000年に向けてできるだけ早期に、現在のアメリカ、イギリスの水準を下回る〔年間労働時間〕1800時間程度（例えば完全週休2日制実施、有給休暇20日の完全消化のケースにほぼ相当）を目指すことが必要である。 —— 経済審議会 [6:195]

この引用からわかるように、1800時間という数字は、休日を増やすだけで達成できる手っとりばよい目標値として採用されたといういきさつがあります。週休2日制、祝日の増加、有給休暇の消化によって年間総労働時間をへらすのが目標だったのであって、1日あたりの労働時間をへらそうというものではなかったのです。

経済企画庁が1989年に出した試算 [7:68] によると、1年365日のうち、つぎのようにして142日を休日として確保することになっています。

- 完全週休2日制で土日あわせて104日
- 祝日等で16日
- 有給休暇20日を完全取得
- 欠勤2日

これで年間の労働日数は223日となります。この状態で1日8時間5分づつ働けば、年間で1801労働時間です。

ただし、この数字はあくまでも勤務先で本当に働いている時間、いわば狭義の労働時間です。仕事をするにとともなう時間としては、このほか通勤や仕事上のつきあいの時間が無視できない量を占めます。表3から、30代男性が平日にこれらの活動に使っている平均時間は66+21=87分となります。「市場労働」の時間として計上すべきなのは、この分の時間を上のせした数字です：

$$b = 87 + \frac{60 \times \text{年間労働時間}}{223} \quad (\text{minutes}) \quad (5)$$

もし年間1800労働時間が実現したとすると、男性（フルタイム）労働者の市場労働時間は1日571分（約9時間半）となります。

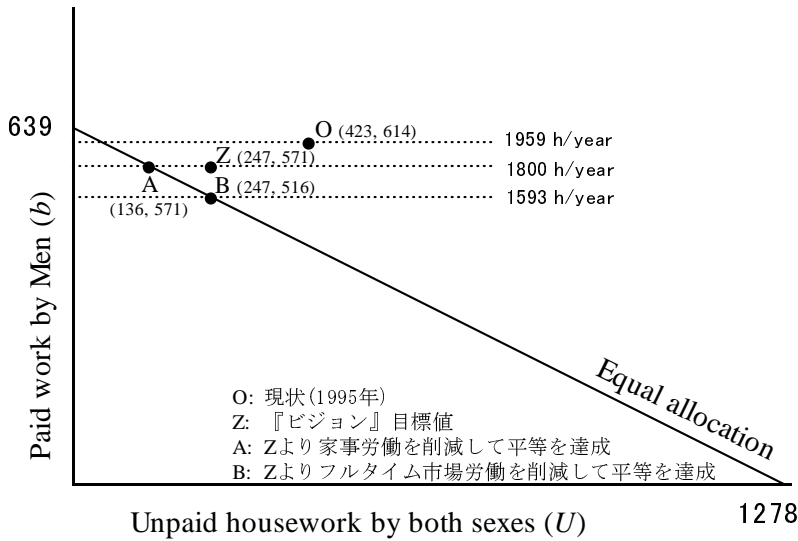
### 3.4 Simulation of equalized societies

図2は、いくつかの条件を仮定して家事労働  $U$  と男性の市場労働  $b$  の布置をシミュレートしたものです。

まず、図中の○点は、1995年現在の30代男女の状態 ( $U=423, b=614$ ) をあらわしています。この点は“Equal allocation”のラインよりもずっと上方にあり、現状が男女平等からはほど遠いことを示しています。

『ビジョン』が示した政策課題がスムーズにクリアされ、育児の社会化と市場労働時間の削減に成功したとしたらどうなるでしょうか。上で計算してきたとおり、こ

欠勤2日 野見山 [12:170] によると、1988年に経済企画庁がはじめて原案をつくったときは祝日等が15日、欠勤は3日となっていたという。どうやら、12月23日があらたに祝日になったのでそのぶん欠勤を減らしてつじつまあわせをはかったらしい。現在ではさらに祝日が増えているのだが、どう調整していいのかわからないので年間223日労働という設定をそのまま使った。



単位：分（平日1日あたり）。表 3(b), 3.1-3.3 節, 式 3-5 参照。

図 2 平等化のシミュレーション

のときには家事労働が約 3 時間、市場労働が 43 分短くなって、図の Z 点 ( $U=247$ ,  $b=571$ ) に移動します。これでたしかに平等状態にかなり近づくのですが、それでも“Equal allocation”ラインよりも上方にあり、平等が達成されたとはとてもいえません。この Z 点では具体的にどのような労働配分になるのか、四分表を書いてみると表 4(Z) のようになります。男性の市場労働時間は 571 分（約 9 時間半）なのに対して女性は 460 分（7 時間 40 分）。一方、家事労働時間はというと男性 68 分（1 時間強）に対して女性 179 分（約 3 時間）。まだ相当かたよっています。『ビジョン』の目標値は、実現されたとしても、男女の平等をもたらすわけではないのです。

男女平等を実現するには、家事労働・市場労働をさらに削らなければなりません。

図 2 の A 点は、市場労働時間は年間 1800 時間にあたる水準を維持したまま、家事労働だけをさらに削減していった実現できる平等状態をあらわしています。このとき  $U=136$  分。つまり、1 日の家事労働が 2 時間強というところまで削減しないと、

四分表シミュレーション 家事の合計時間  $U$  と男性の市場労働時間  $b$  は図 2 からわかる。男女合計の労働時間  $T$  は 1278 分なので、式 (1) より  $F = M = 1278/2 = 639$  分。あとは表 2 にしたがって値をつぎつぎ求めていけばいい： $y=M-b$ ;  $a=U-y$ ;  $x=F-a$ ;  $P=x+b$ 。

表 4 Predicted labor allocation in equalized societies

	(Z) 『ビジョン』目標値		(A) $U$ を削減した場合		(B) $b$ を削減した場合		合計
	家事労働	市場労働	家事労働	市場労働	家事労働	市場労働	
女性	179	460	68	571	124	515	639
男性	68	571	68	571	123	516	639
合計	247	1031	136	1142	247	1031	1278

単位：分。表 2, 図 2 参照。

家事の省力化 鎌田 [29: 203] は「日本人はグルメすぎる。毎食温かい食事をとろうとし、熱いものは火から下ろしたてで、冷たいものは冷やしておいて、というのでは専門の料理・給仕番が必要なは当たり前である」と述べて、全員がフルタイムで働く社会では消費生活が貧しくなるのもやむをえないと主張した。だが半加工食品と電気冷蔵庫・電子レンジが普及した今日、この意見はいささか古色蒼然として見える。外部サービスや機械を利用することで生活水準を保ったままの省力化がどの程度可能なかはきちんと研究すべき課題である。

男女平等は実現しないのです。このときの具体的な労働時間配分は表 4(A) を見てください。家事労働時間は  $U = 136$  分を 2 等分して、男女とも 68 分を分担するところで均衡します。一方、市場労働時間は男女ともフルタイムで働いて 571 分 (約 9 時間半) です。つまりこの場合の平等社会のイメージは、男女にかかわらず 1 日 9 時間半の市場労働と 1 時間の家事労働をこなす社会ということになります。

一方、家事時間は 1 日 247 分の水準にとどめておいて、市場労働時間だけをさらに削減するという方向で平等を実現するとすると、図 2 の B 点になります。このとき  $b=516$  分、およそ 8 時間半です。式 (5) にしたがって逆算すると、年間 1593 時間にあたります。年間 1800 労働時間という目標値からさらに 200 時間以上削減しないと平等状態にはたどり着かないのです。具体的な労働時間配分はというと、表 4(B) に示したとおり、家事労働は男女とも 1 日約 2 時間、市場労働は 8 時間半となります。

## 4 Policy Implications

### 4.1 Modifications to the policy

以上の考察から、『ビジョン』の目標設定の甘すぎたことがわかります。かりに『ビジョン』の政策目標が 2010 年までに達成できたとしても、それで gender-equal な社会が到来するわけではないのです。すくなくともつぎの 2 点について設定の変更が必要でしょう。

提言 1: 家事労働に関して 家事労働量のいっそうの削減を目指す必要がある。育児を完全に社会化してもそれでじゅうぶんとはいえないので、それ以外の領域の家事を省力化する努力が要求される。

提言 2: 市場労働に関して 「年間労働時間 1800 時間」というのは目標としては低すぎるのであり、1600 時間程度の水準を目指すべき。しかも、狭い意味での労働時間だけを計測して年間合計で何時間という目標設定の仕方はあまり意味がない。1 日あたりの労働時間に通勤等の必要時間を加味した時間で、1 日 8 時間半程度を目標にする必要がある。

『ビジョン』の設定よりずっと条件が厳しくなるわけで、それだけ達成にも困難がともなうこととなります。これだけの条件をクリアできなければ、労働配分は平等にならないのです。

ただしここまでの話はあくまでも平均値での議論だったことには注意が必要です。平均的にみて男女の平等配分が可能になったとしても、平均以上に仕事時間や家事時間の長い層の人々は依然として性別分業型の選択をせざるをえない可能性があります。

平均値を上回る人と下回る人との間で労働配分がうまく調整されるなら、このことは問題にならないともいえます。たとえば、長時間労働を必要とする職種に就い

年間 1600 労働時間 現在の日本の状況からはきわめて遠い目標のように見えるが、達成不可能というほどのものではないだろう。『労働白書』[10: 60-61] の国際比較図によると、旧西ドイツ地域では 1990 年代はじめにこの目標をクリアしている。

ている女性と、短時間労働ですむ職種の男性とが結婚したような場合であれば、ふたりとも従前の仕事をつづけて、かつ家事労働は男性のほうが多めにやるという選択が可能です。これとは逆のケース（長時間労働の男性と短時間労働の女性）の組み合わせもあるでしょうから、社会全体でみてバランスが取れるようになっていけばいいわけです。

でも、そううまくいくかどうかは保障の限りではありません。日本人の結婚パターンにおいては職場結婚が大きな比率を占めていることを考えると、職場の状況が似通った男女が結婚する可能性がむしろかなり高いはずで

す。つまり、平均値で見ても男女平等な選択が可能になったとしても、実際にはそのような選択のできない状況におかれる人々はかなりの割合で存在すると考えたほうがいいのです。このことを考えれば、上の提言はまだ甘いのであって、それよりもさらに市場労働・家事労働時間を削らないと男女共同参画社会の実現はおぼつかないこととなります。

#### 4.2 Another practicable gender-equal society

このように、『ビジョン』のかかげる方向で男女共同参画社会を実現するのはむずかしそうです。もちろん仕事と家庭を両立できるチャンスをいまよりも多くの人に提供することはできるでしょうし、それは大切なことなのでしょうが、それでも全員に100%保障するわけにはいかないのではないかと思います。全員がフルタイムで働く社会というのは、夢に終わる可能性が高いのです。そのことを認めたくなくて、それでも男女の平等を追求できる現実的 (practicable) な平等社会を構想する必要があります。

この論文を注意深く読み進んでこられた読者のなかには、2.2節の仮定4（男性＝フルタイム労働者）に違和感をおぼえられたかたも多いでしょう。『ビジョン』の提言は、gender-equalな社会を構想するのにgender-biasedな仮定から出発するという奇妙な論理構造になっています。上で指摘した困難は、この論理構造から来る無理にそもそも起因しています。フルタイム就業と家事が両立できないときには女性が仕事をやめて家事に専念するか、パートタイムで家事を優先して働くことに自動的にになってしまうからです。そこで仕事と家庭を両立できるチャンスを全員に保障しなければならぬという発想になるのですが、そのためには市場労働時間と家事労働時間の大幅な削減という難関をクリアしなければなりません。

しかし本来の男女共同参画社会とは、性別役割にとらわれない選択ができるように条件が整備された社会であるはずで

す。制度的な制約によって仕事と家庭の両立がむずかしいような状況においてこそ、gender-freeな選択ができるようにならなければいけないのです。そこでつぎのことを提言しておきたいと

職場結婚 八代 [30: 86] は「恋愛結婚が主流となった現在、結婚相手を探すということに関しては、職場での出会いはもっともポピュラーなものである」といい、結婚全体の35%が職場での出会いによるものだという数字をあげている（原データは厚生省「人口動態社会経済面調査（婚姻）」1991年らしい）。1985年「社会階層と社会移動」(SSM) 全国調査女性票の集計では、結婚経験のある回答者のうち恋愛結婚によるものが545人、そのうち202人(37%)が「職場で知り合った」とこたえている [31: 177-178]。

ムで働くなどの柔軟な働きかたを可能にする方法を探る必要がある。

こう考えると、現行の構想とはずいぶんちがう、もうひとつの男女共同参画社会像を描くことができます。それは現在の社会とおなじく、フルタイム労働者、パートタイム労働者、家事専門者の混合からなっていて、ただしパートタイム労働者や家事専門者の構成比が男女1対1になっているような社会です。この方向でいけば、現在の市場労働時間・家事労働時間を無理に変える必要はありません。現在の労働時間構成のままただ男女の役割分担を変化させるだけ(表1参照)ということも理論的には可能です。『ビジョン』の構想にしたがって、フルタイム労働者の率を大幅に引き上げる方向でいくにしても、何割かの人は家事専門者やパートタイム労働者になることを認めて、現実的な対応を考えることができます。

そこであたらしい難問としてでてくるのが、男性の柔軟な働きかたがはたして可能になるかどうかということです。現在のところ、男性がフルタイム労働者としてのキャリアから降りて専業主夫ないしは兼業主夫になるケースはきわめて少数です。それはなぜなのか。どうすれば男性の柔軟なキャリア選択が可能になるのか。——これまでほとんど研究のない分野だけに、今後の研究の発展が期待されるところです。

男性の主夫化? 近年の経済学的研究によると、家事・育児のために一時的に離職した女性の生涯賃金損失は非常に大きい [8: 51-54]。一方、男性が離職することの損失はそれほど大きくはない [32] [33]。結婚や出産を機に女性が離職するケースと男性が離職するケースで経済的な得失はあまりちがわない [27: 66-77] ので、男性の主夫化を進める経済的な要件はすでにそろっているといえる。それなのになぜ男性の主夫化が進まないのかについては、今後非経済的な側面からの研究が必要だろう。

## 文献

- [1] 総理府 男女共同参画室、「男女共同参画社会基本法」『ジェンダーインフォメーションサイト』、URL <http://www.sorifu.go.jp/danjyo/9906kihonhou.html>、2000.7.6 閲覧。  
[1a] (暫定英訳版) 「The Basic Law for a Gender-equal Society (Law No. 78 of 1999), tentative translation in English」、URL <http://www.sorifu.go.jp/danjyo/english/basic.law/>、2000.7.6 閲覧。
- [2] 男女共同参画審議会、1996.7.30 『男女共同参画ビジョン：21世紀の新たな価値の創造』〔内閣総理大臣の諮問による答申〕。
- [3] 男女共同参画推進本部、1996.12 『男女共同参画2000年プラン：男女共同参画社会の形成の促進に関する平成12年(西暦2000年)度までの国内行動計画』。
- [4] 内閣総理大臣官房男女共同参画室、1999 「男女共同参画社会基本法について」『ジュリスト』1150: 6-8、ISSN 0448-0791。
- [5] 男女共同参画審議会 基本問題部会、2000.5.15 『男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向に関する論点整理：21世紀の最重要課題』。
- [6] 経済審議会、1987 「構造調整の指針」経済企画庁 総合計画局 『21世紀への基本戦略：経済構造調整と日本経済の展望』東洋経済新報社、p. 183-212、ISBN 4-492-31167-7〔X〕。
- [7] 経済企画庁 総合計画局、1990 『1800労働時間社会の創造：時短が変える、時短で変える、経済・意識・生活』大蔵省印刷局、ISBN 4-17-234700-2。
- [8] 経済企画庁、1997 『平成9年版 国民生活白書』大蔵省印刷局、ISBN 4-17-190472-2。
- [9] 労働省 労働基準局 賃金時間部 労働時間課、1991 『労働時間白書：労働時間短縮の現状と課題』日本労働研究機構、ISBN 4-538-41096-9。
- [10] 労働省、2000 『労働白書(平成12年版)』日本労働研究機構、ISBN 4-538-43075-7。
- [11] 神代 和欣、1995 「毎月勤労統計調査」『日本労働研究雑誌』419: 32-33、ISSN 0916-3808。

- [12] 野見山 眞之、1989 『労働時間：その動向と課題』労働基準調査会、ISBN 4-89782-133-9。
- [13] 森岡 孝二、1995 『企業中心社会の時間構造』青木書店、ISBN 4-250-95001-8。
- [14] NHK 放送文化研究所、1996 『日本人の生活時間・1995』日本放送出版協会、ISBN 4-14-009273-4。
- [15] 総務庁 統計局、1998 『平成8年 社会生活基本調査報告 第1巻 全国生活時間編（その1）』。
- [16] 大沢 真理、1993 『企業中心社会を超えて』時事通信社、ISBN 4-7887-9324-5。
- [17] 大沢 真理、1995 「労働のジェンダー化」『岩波講座 現代社会学11 ジェンダーの社会学』岩波書店、p. 85-106、ISBN 4-00-010701-1。
- [18] 大沢 真理；聞き手=上野 千鶴子、1999 「男女共同参画社会基本法のめざすもの：策定までのウラオモテ」『女性施設ジャーナル』5: 76-121、ISBN 4-313-16076-0。
- [19] 編=大沢 真理、2000 『21世紀の女性政策と男女共同参画社会基本法』ぎょうせい、ISBN 4-324-05997-7。
- [20] Pahl H. Douglas、1957 『*The theory of wages*』(reprint with a new foreword and the article “Are there laws of production?”) New York, US.: Augustus M. Kelley. (Douglas [20] 初版) 1934, New York, US.: Sentry Press.
- [21] 島田 晴雄、1986 『労働経済学』岩波書店、ISBN 4-00-004328-5。
- [22] 岡村 清子、1996 「主婦の就労と性別役割分業」編=野々山 久也 + 袖井 孝子 + 篠崎 正美 『いま家族に何が起っているのか』ミネルヴァ書房、p. 91-117、ISBN 4-623-02627-2。
- [23] 小宮山 洋子、1996 『女と男の21世紀』大月書店、ISBN 4-272-35015-3。
- [24] 塩田 咲子、2000 『日本の社会政策とジェンダー』日本評論社、ISBN 4-535-58265-3。
- [25] 樋口 恵子、1985 「主婦という名の「座権」」『世界』478 (8月): 24-27。
- [26] 田中 重人、1999 「The rational household theory examined」『理論と方法』14: 19-34、ISSN 0913-1442。
- [27] 田中 重人、1999 『性別分業の分析：その実態と変容の条件』(博士論文) 大阪大学人間科学研究科、関西学院大学出版会 学位論文データベース KGUP-0000778-2000-03. (田中 [27] WWW 版) <http://risya3.hus.osaka-u.ac.jp/shigeto/phd/>
- [28] 伊藤 セツ、1985 「人の一生と家事」『講座 現代・女の一生5 家事・子育て』岩波書店、p. 233-270、ISBN 4-00-010245-1。
- [29] 鎌田 とし子、1995 『男女共生社会のワークシェアリング：労働と生活の社会学』サイエンス社、ISBN 4-7819-0771-7。
- [30] 八代 尚宏、1993 『結婚の経済学』二見書房、ISBN 4-576-93101-6。
- [31] 1985年SSM全国調査委員会 事務局、1987 『1985年SSM調査 基礎集計表』〔大阪大学 人間科学部 経験社会学・社会調査法講座〕。
- [32] 石川 経夫 + 出島 敬久、1994 「労働市場の二重構造」編=石川 経夫 『日本の所得と富の分配』東京大学出版会、p. 169-209、ISBN 4-13-040139-4. (石川+出島 [32] 再録) 石川経夫、2000 『分配の経済学』東京大学出版会、ISBN 4-13-040166-1。
- [33] 中田 喜文、1997 「日本における男女賃金格差の要因分析」編=中馬 宏之 + 駿河 輝和 『雇用慣行の変化と女性労働』東京大学出版会、p. 173-199、ISBN 4-13-040154-8。